

(別紙 3 - 1 まだい日本海)

第 1 水産資源

まだい日本海

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和 15 年までに中位以上 (※) に維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 2 べにずわいがに日本海系群)

第 1 水産資源

べにずわいがに日本海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における知事許可水域の資源量指標値を、提案された目標管理基準値案付近で維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 3 ひらめ日本海北部系群)

第 1 水産資源

ひらめ日本海北部系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和 15 年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上す

るように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-4 ぶり)

- 第1 水産資源
ぶり

- 第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和15年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-5 さわら日本海・東シナ海系群)

- 第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

- 第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、令和15年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-6 あかむつ日本海)

- 第1 水産資源

あかむつ日本海

- 第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において高位(※)の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙 3 - 7 うまづらはぎ日本海・東シナ海系群)

- 第 1 水産資源

うまづらはぎ日本海・東シナ海系群

- 第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和 15 年までに、中位(※)以上に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

- 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙 3 - 8 ほっこくあかえび日本海系群)

- 第 1 水産資源

ほっこくあかえび日本海系群 (あまえび)

- 第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において高位(※)の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

- 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙 3 - 9 ばい類富山県周辺海域)

- 第 1 水産資源

ばい類富山県周辺海域 (つばい、おおえっちゅうばい、かがばい及びちぢみえぞぼら)

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近10年間（平成25年から令和4年まで）の平均値（114トン）の上下それぞれ20%の範囲（91～137トン）で維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国の資源評価で資源水準が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-10 しらえび日本海北部）

第1 水産資源

しらえび日本海北部（しろえび）

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において高位（※）の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。なお、この資源管理の方向性は、国の資源評価で資源水準が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-11 ほたるいか日本海）

第1 水産資源

ほたるいか日本海

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、直近25年間（平成10年から令和4年まで）の年間漁獲量のうち、上位の4分の1（2,207トン）を超える漁獲量を高位、下位の4分の1（1,284トン）を下回る漁獲量を低位、その中間（1,284～2,207トン）を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国の資源評価で資源水準が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、

認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-12 そうだかつお類富山県周辺海域)

第1 水産資源

そうだかつお類富山県周辺海域(まるそうだ及びひらそうだ)

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、直近25年間(平成10年から令和4年まで)の年間漁獲量のうち、上位の4分の1(2,908トン)を超える漁獲量を高位、下位の4分の1(755トン)を下回る漁獲量を低位、その中間(755~2,908トン)を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国の資源評価で資源水準が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-13 あかかます富山県周辺海域)

第1 水産資源

あかかます富山県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、直近25年間(平成10年から令和4年まで)の年間漁獲量のうち、上位の4分の1(683トン)を超える漁獲量を高位、下位の4分の1(413トン)を下回る漁獲量を低位、その中間(413~683トン)を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-14 しいら日本海)

第1 水産資源

しいら日本海

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、直近25年間（平成10年から令和4年まで）の年間漁獲量のうち、上位の4分の1（685トン）を超える漁獲量を高位、下位の4分の1（310トン）を下回る漁獲量を低位、その中間（310～685トン）を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国の資源評価で資源水準が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-15 あおりいか富山県周辺海域）

第1 水産資源

あおりいか富山県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、直近25年間（平成10年から令和4年まで）の年間漁獲量のうち、上位の4分の1（337トン）を超える漁獲量を高位、下位の4分の1（185トン）を下回る漁獲量を低位、その中間（185～337トン）を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-16 わかめ富山県周辺海域）

第1 水産資源

わかめ富山県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近10年間（平成25年から令和4年まで）の平均値（681キログラム）の上下それぞれ20%の範囲（545～818キログラム）程度で維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙 3-17 てんぐさ富山県周辺海域)

- 第 1 水産資源

てんぐさ富山県周辺海域

- 第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 7 年間（平成 28 年から令和 4 年まで）の平均値（3,798 キログラム）の上下それぞれ 20% の範囲（3,038～4,557 キログラム）程度で維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

- 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

※わが国周辺の水産資源の評価

<https://abchan.fra.go.jp/hyouka/>